

図表 都市利便増進施設の一体的な管理の方法及び管理に関する費用負担の方法

区分	細目	一体的な管理の方法	管理に関する費用負担方法
(1) 都市利便増進施設及び周辺(施設を設置しない歩道部を含む)の清掃、美化活動の実施	施設の清掃等管理	・札幌大通まちづくり株式会社は、別表1で定める都市利便増進施設について、適宜、清掃等を行うとともに、適正に管理し、利用者等の利便性を高めるための施設として機能を発揮できるよう努める。	札幌大通まちづくり株式会社が、都市利便増進施設において実施する事業で得た収益の一部を充当する。  なお、札幌大通まちづくり株式会社は、管理に関する実績を、年度ごとを目安に道路管理者である国に報告する。  国は、報告を受けた管理に関する実績について、利用者等の利便性向上、並びに、国道機能の維持等の観点で、適切に実施されていたかを確認する。また、必要に応じて、改善点等を助言・指導できる。
	協定区域内の全域における清掃、美化活動	・札幌大通まちづくり株式会社は、上記の施設に加え、施設の設置範囲を含む協定区域内(歩道部)について、適宜、清掃等を行い、利用者等の利便性を高めるための区域として機能を発揮できるよう努める。 ・ただし、以下の場合は、道路管理者である国が維持・管理等を行う。 ①札幌大通まちづくり株式会社にて取扱いが不適切なもので、舗装面の不整、構造的な欠損等、都市利便増進施設の設置に起因しない歩道の機能の著しい低下や、回復等の処置を要するもの ②歩道の機能が低下し、回復等の処置が必要と国が判断したもの	
	街路樹の剪定	・札幌大通まちづくり株式会社は、枝払い等の簡易な剪定作業を行い、都市利便増進施設を利用した活動等に際して支障とならないよう努める。 ・ただし、機械や器具による高所作業を伴う剪定作業については、道路管理者である国が行う。 ・また、札幌大通まちづくり株式会社は、協定区域内の街路樹の状況(生育状況、枯死等の状態)についても、適宜、道路管理者である国に報告・連絡するよう努める。	
(2) 施設周辺における、放置自転車の整序の実施	設置するプランターの草花等の管理	・札幌大通まちづくり株式会社は、都市利便増進施設の1つであるプランターについて、植栽する草花等の適切な管理(灌水、開花状態等に応じた植え替え、等)を行い、利用者等の利便性向上、にぎわいを創出する空間の装飾等の機能を発揮できるよう努める。	
	放置自転車の整序等	・札幌大通まちづくり株式会社は、街並みの維持・管理において必要と判断する協定区域内について放置自転車の整序等を行い、都市利便増進施設を利用した活動等に際して支障とならないよう努める。 ・ただし、放置自転車の整序等に必要と判断する許認可等は、札幌大通まちづくり株式会社が取得するものとし、整序等の作業内容については、許認可等の条件に従う。	
(3) 施設周辺に違法駐輪が増えないよう、利用者へのマナーの周知	違法駐輪対策としての利用者へのマナーの周知	・札幌大通まちづくり株式会社は、まちの利用者及び大通地区の商業施設従業員等に対し、適宜、駐輪に関するマナー啓発等を行い、都市利便増進施設を利用した活動等の継続、並びに、街並みの維持・管理に努める。	
(4) 違法広告物の撤去の実施、良好な景観の保全	違法広告物の撤去	・札幌大通まちづくり株式会社は、都市利便増進施設及び施設の設置範囲を含む協定区域内について、適宜、違法広告物の撤去等を行い、利用者等の利便性を高めるための区域として機能を発揮できるよう努める。	

図表 都市利便増進施設の設置イメージ図

